

伊勢神道書における『旧事紀』の引用

中原祥徳

伊勢神道書は、伊勢神宮の内外両宮を同列視するため、鎌倉時代中期以降に外宮側で成立した。伊勢神道書における古典の引用について、今回は『旧事紀』を取り上げ、鎌倉時代成立の伊勢神道書への『旧事紀』引用の過程を述べる。伊勢神道書への『旧事紀』引用の過程は、外宮禰宜度会氏の系図に別天神を引用する段階、天孫降臨の供奉三十二神説を引用する段階、それ以外の引用を行う段階の三段階に分けうる。

一、別天神の引用

伊勢神道書への『旧事紀』引用の第一段階、外宮禰宜度会氏系図への「別天神」の受容は、元仁元年以降成立の『豊受太神宮禰宜補任次第』に始まる。「別天神」すなわち天八下命、天御下命、天合命、天八百日命、天八十万魂命の五神と神魂命は、『旧事紀』特有の神である。

『旧事紀』は、物部氏の伝承に『日本書紀』『古事記』『古語拾遺』の説を加えて、『古語拾遺』成立の大同二年以後ま

もなく成立した。度会氏の祖先につき、『旧事紀』は天日鷲命等の外宮禰宜度会氏祖先に関する記述を持ち、天孫降臨の際に天孫に供奉した三十二神中に「度会神主等祖」として天牟良雲命の名を記す。また『新撰姓氏録』や『伊勢国風土記』逸文は天底立尊、天牟羅雲命、天日別命をあげる。その後鎌倉時代初め成立の『神宮雜例集』は、国常立尊、その十二世孫天牟羅雲命、その七世孫大若子命として何代目の孫かを記すようになる。しかし、各人物間の人名は明らかでない。

『豊受太神宮禰宜補任次第』は、『旧事紀』所載の「別天神」や新たに造作した神名を度会氏の系図に挿入して、一々の度会遠祖の名を明確にする。これにより、度会氏は、自家を天御中主命以来鎌倉時代まで連綿とつづく家柄で、伊勢神宮の創始以来神宮につかえてきたと主張する。伊勢神道書の『神祇譜伝図記』『御鎮座本紀』『神名秘書』に見える系図は、『豊受太神宮禰宜補任次第』の系図に基づいている。

二、天孫降臨供奉三十二神説の引用

次に『旧事紀』引用の第二段階は、天孫降臨の際に天孫に供奉した神を三十二神とする説の採用である。『旧事紀』卷三の天孫降臨譚は、饒速日命・十種神宝・三十二神供奉の組み合わせである。伊勢神道書は、『日本書紀』などに見える瓊々杵命・三種神財・五部神供奉の天孫降臨譚における五部神の箇所を三十二神に入れかえている。これは、『御鎮座伝紀』に顯著に見えるほか、『神祇譜伝図記』『倭姫命世記』にも見える。三十二神説の採用の理由は、すでに鎌田純一博士が『先代旧事本紀の研究』で指摘するように、『旧事紀』卷三の天孫降臨譚の三十二神中、天牟良雲命を「度会神主等祖」と記すことによる。

三、別天神、三十二神説以外の引用

別天神、三十二神説の引用は、度会氏の祖先の立場を高めるためのものであった。それ以外に『旧事紀』を引用する第三の段階は、『神皇実録』を境に前後に分けうる。『神皇実録』より前は『日本書紀』の補足として『旧事紀』を引用し、『神皇実録』以後は優先的に『旧事紀』を引用する。

まず『神皇実録』以前の書のうち『神祇譜伝図記』（文永七年以降成立）には関係箇所が六ヶ所ある。その六ヶ所中『旧

伊勢神道書における『旧事紀』の引用（中原）

事紀』のみを引用するのは、素戔鳴尊の項のみである。玉穗津姫命の項は『旧事紀』を傍注とし、伊弉册尊の葬地の項は『日本書紀』『古事記』の引用文の後に名前のみあげる。また『神代本紀』として引く文は『日本書紀』神代巻の文であるし、『太神宮叢書』本の注に『旧事紀』とする「古記」も実際は『日本書紀』の抄出である。火明命の項も、火明命を瓊々杵命の子とする系譜は『日本書紀』の説であり、「先代旧事本紀曰」として記す火明命の別名は火明命の子の別名である。『神祇譜伝図記』は、『旧事紀』と『日本書紀』にほぼ同じ文章がある場合には必ず『日本書紀』を優先する。

次に弘安八年度会行忠撰述の『神名秘書』も、『旧事紀』より『日本書紀』を優先して用いている。『神名秘書』は、内宮の相殿神に関して「神皇実録并旧事本紀云檮幡千千姫妹思兼神坐」とする。しかし、『旧事紀』卷三は「思兼神妹萬幡秋津師檮幡千千姫命」と記す。即ち、この箇所は『旧事紀』の引用でなく『神皇実録』の引用である。

しかし『神名秘書』の「神皇実録并旧事本紀云々」の文は、『神名秘書』撰述当初から存在したか疑わしい。その理由は、写本によって「イ本云」と但し書きがあったり、まるで記さなかったりするからである。『神名秘書』は、弘安八年度会行忠撰述以後度会定行、前祭主大中臣某へ所伝したとする奥書の本と、度会家行へ所伝したとする奥書の本の二系

統ある。前者の奥書には、度会行忠が還補（弘安十年）以後加筆したと記す。現存最古の『神名秘書』の写本という神宮文庫蔵貞治二年書写本（『太神宮叢書』本の底本）は前者の系統に属し、前出の文のほか、振り仮名、返り点、さらに奥書で度会行忠が還補以後加筆した旨を朱筆で記している。即ち前出の「神皇実録云々」の一文は、『神名秘書』撰述の弘安八年当时に存在していたと断定できない。『神名秘書』成立の弘安八年を『神皇実録』の成立下限とする久保田収博士説は、見直すべきではないだろうか。『神皇実録』の成立下限は、前出の文の加筆が行忠の場合行忠卒年の嘉元三年となり、行忠筆でない場合、『神名秘書』以外で『神皇実録』の名を初めて記す『類聚神祇本源』成立の元応二年となる。

度会行忠は、『神名秘書』において『日本書紀』を重視した。しかし諸先学の指摘のごとく、『類聚神祇本源』の撰者度会家行は、『日本書紀』『古事記』『古語拾遺』よりも『旧事紀』を優先して引用する。『神名秘書』と『類聚神祇本源』の間に、『神皇系図』『神皇実録』『麗気記』『神道簡要』などが成立したとすると、『旧事紀』の積極的受容の転機は、『神皇実録』といえる。

『神皇系図』と『神皇実録』はよく似た構成で、前者は『旧事紀』の別巻、後者は『新撰姓氏録』の別巻として成立したという。この両書は、既存の古典の別巻に仮託する事によ

り、『大田命訓伝』『飛鳥記』等の度会氏の祖先に仮託する伊勢神道書よりも書物の価値を高めている。『神皇系図』は、『旧事紀』序文から題名と奥書を、本文より別天神五神と布留の言葉引用する。しかし、別天神は既に鎌倉時代初め度会氏系図に組み込まれた神であり、布留の言葉は呪言の性格上、流布していた可能性が高い。さらに『神皇系図』は、冒頭の天地生成説に『旧事紀』を用いないなど、『旧事紀』の積極的受容ではない。一方『神皇実録』は、冒頭の天地生成説、別天神、国産み、大日靈貴出生、神宝授与、天孫降臨に関して、『日本書紀』『古事記』『古語拾遺』よりも『旧事紀』を優先的に引用しており、『旧事紀』の積極的受容といえる。久保田博士は『神皇実録』『神皇系図』の順に成立したとする³⁾。しかし、『旧事紀』の別巻とする『神皇系図』よりも、『神皇実録』の方が『旧事紀』を重視している。また『神皇実録』の方が大部で、『神皇実録』に説く国狭槌尊等を五行に配する説は『神皇系図』に見えない。このことから私は『神皇系図』『神皇実録』の順に成立したと考える。

1 『太神宮叢書』度会神道大成前編 一一〇頁、九四頁、一二六頁、一一五頁、一〇三頁、一〇九頁

2 同右一九一頁

3 『中世神道の研究』二四六頁

〈キーワード〉 伊勢神道、旧事紀、神皇実録

（高野山大学大学院）